

令和6年度 第4回富山地方最低賃金審議会議事録

1. 日時 令和6年8月21日（水） 10:00～10:45
2. 場所 富山労働総合庁舎 5階大会議室
3. 出席者
公益代表委員 長尾会長、高倉会長代理、両角委員、堀岡委員
労働者代表委員 石田委員、大森委員、黒川委員、鈴木委員
使用者代表委員 寺山委員、江下委員、森口委員
事務局 小島労働局長、倉重労働基準部長、
成田賃金室長、佐竹賃金室長補佐

4. 議事次第

- (1) 富山県最低賃金の改正決定に対する異議申出について（諮問）
- (2) 富山県最低賃金専門部会の廃止について
- (3) 特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）
- (4) 特定最低賃金の金額の改正決定について（諮問）
- (5) 特定最低賃金審議運営事項について
- (6) その他

5. 資料

別添のとおり

6. 議事内容

[佐竹賃金室長補佐] 定刻となりましたので、令和6年度第4回富山地方最低賃金審議会を始めます。本日は、公益代表委員の柳原委員、労働者代表委員の山本委員、使用者代表委員の八田委員、和田委員の4名が御欠席でございますが、定足数を満たしており、本会議が有効に成立しておりますことを御報告いたします。

次に、事務局から署名の件で御報告がございます。富山県労働組合総連合から、富山県の最低賃金の大幅改善を求める要請と題し、最低賃金全国一律1,500円をめざし、貧困の解消・経済の好循環を求める、富山労働局長と審議会長あての請願署名が8月19日に115筆、追加提出され、第2回本審の際に御報告させていただいた5,767筆と合わせ、署名の総数は5,882筆となりました。

署名につきましては、事務局側のテーブルに置いてあります。

それでは、この後の議事進行は、長尾会長にお願いしたいと存じます。

[長尾会長] それでは、議事に入ります。

本日の会議は公開としておりますので御承知おき願います。

議事1の富山県最低賃金の改正決定に対する異議申出について（諮問）ですが、事務局から説明をお願いします。

[佐竹賃金室長補佐] 8月5日付けで審議会からいただきました富山県最低賃金の改正決定に係る答申を受け、同日付 富山労働局長名で、その要旨を公示したところ、これに対し異議申出がありました。このため、本日、富山労働局長から異議申出について諮問させ

ていただきたいと存じます。会長及び局長は、所定の場所へ移動をお願いします。

(会長と局長は、会場中央へ移動)

[小島労働局長] 諮問させていただきます。

令和6年8月21日

富山地方最低賃金審議会 会長 長尾治明 殿

富山労働局長 小島悟司

富山地方最低賃金審議会の意見に対する異議の申出について(諮問)

標記について、富山県労働組合総連合、富山県高等学校教職員組合及び富山県医療労働組合連合会から最低賃金法第11条第2項による異議の申出がありましたので、貴審議会の意見を求めます。

どうぞよろしく願いいたします。

(局長から会長に諮問文を手交)

[佐竹賃金室長補佐] ただ今から、諮問文の写しをお配りしますのでしばらくお待ちください。

(諮問文(写)を各委員及び傍聴人に配付)

[佐竹賃金室長補佐] 配付いたしましたので、長尾会長引き続き、進行のほどお願いいたします。

[長尾会長] それでは異議申出についての審議に入ります。

まずは、異議申出の内容について事務局から説明してください。

[成田賃金室長] 8月5日に富山県最低賃金の改正決定に係る答申を頂き、その要旨を公示したところ、8月19日に富山県労働組合総連合、富山県高等学校教職員組合及び富山県医療労働組合連合会から異議申出がございました。

資料No.1として各労働団体からの異議申出書の写しをお配りしておりますので御覧ください。それでは、各異議申出書の概要を説明させていただきます。

まず、資料No.1-1、富山県労働組合総連合からの異議申出です。

異議の概要といたしましては、中央最低賃金審議会は、すべてのランクで50円引上げと答申した。しかし、これでは物価上昇の後追いにすぎず、最低賃金近傍の労働者の生活改善にはつながらない目安であった。

富山地方最低賃金審議会でも公益委員代表見解で物価上昇の中で、とりわけ最低賃金近傍で働く労働者の生活は苦しくなっていると考えられるとしている。それにも係わらず、中央の目安通りの50円引上げとしたことは、労働者の賃上げによる経済の活性化にもつながらない不十分なものである。

8月14日現在で知りえている答申は、20県で目安を上回っており、北陸三県では福井と石川が目安を上回り、富山の最賃より高い地域でも目安を上回っている。このことは、最低賃金の水準をさらに上げることの必要性を示している。また、地域間格差が人手不足の解消を困難にしている現実を背景に、全国一律性を目指すことの重要性を明確に示している。

日本の相対的貧困率は高い状態であり、最低賃金近傍の労働者、年金生活者、男女間の賃金格差の問題が指摘されている。日本の最低賃金は世界的に低水準に留められている。

また、全国一律性ではない国は4カ国しかなく、最賃の地域間格差が経済全体の地域間格差の一因にもなっている。全労連による最低生計費試算調査では、8時間働けば人間らしく暮らせるには、月額24万円、時間額にして1,500円以上必要である。

以上を踏まえて、審議をやり直し、目安を1円でも上積みした答申を求めること及び最低賃金を全国一律とする政策要望を行うことを求める。

次に、資料No.1-2、富山県高等学校教職員組合からの異議申出です。

異議の概要といたしましては、1時間998円の最低賃金では、経済の低迷と物価高騰の中では若者や非正規労働者の健康で文化的な最低限度の生活は保障されず、国際的に低水準にある日本の労働者全体の賃金底上げにも不十分です。また、拡大し続けてきた地域間格差を是正するものではありません。少なくとも1時間1,054円以上への引上げ、全国一律1,500円以上を展望した改善を求めます。

その理由は次の2点である。

1つ目として、27か月ぶりの実質賃金プラス1.1とはいえ、ボーナス等一時金を除けばマイナス1.0であること、個人消費も5四半期ぶりの1.0%増とは言え、自動車メーカー不正による落ち込みの反動を除けば本格的な回復にはほど遠いものです。個人消費を回復させ、日本経済に力強さを取り戻すためにも、労働者全体の大幅賃金底上げが求められています。

2つ目として、地域間格差の是正は社会的コンセンサスとなっています。それには最低賃金の格差縮小・全国一律性が求められます。中央目安どおりの998円では、全国平均との差、最高の東京との差も縮小しません。最低でも全国加重平均値1,054円に引上げ、全国一律に向けた流れを作っていくことが必要です。

最後に、資料No.1-3富山県医療労働組合連合会からの異議申出書です。

異議の概要といたしましては、医療・介護の職場では、コロナ禍が終息しない中でも関連補助金が廃止されるなど経営的な厳しさが増している。

政府もケア労働者の賃上げを打ち出したが、2024年の診療報酬改定・介護報酬改定に盛り込まれた賃上げ支援策の内容は、大幅引上げと言える内容ではありませんでした。ついては、次の意見を踏まえて再審議を行い、改正額に反映していただくことを要望いたします。

- 1 全労連による最低生計費試算調査の結果から8時間働けば人間らしく暮らせるには月額24万円、時間額にして1,500円以上必要である。
- 2 医療・介護職は最低賃金の地域間格差の影響を直接受け、働く県によって賃金格差が8から9万円以上になる実態があり、全国一律最低賃金なくして医師・看護師・介護職員の地域間偏在は解決できないと考えます。以上です。

[長尾会長] 事務局から異議申出について説明がありましたが、今ほどの説明について御質問はございますでしょうか。

[労使各側委員] ありません。

[長尾会長] 御質問はないようですので、異議申出について審議いたします。
まず、労使各側の御意見をお伺いしたいと存じます。
労働者側の御意見はいかがでしょうか。

[石田委員] 労側として、異議申出に対する見解を申し上げます。

本年度の審議では、物価高に賃金が追いついていない実態がある中で、最低賃金近傍で働く労働者の生活の維持・向上を図るため、最低賃金の絶対水準を確保する必要があること。また、最低賃金の引上げについては、本年の賃上げ状況を踏まえるとともに、地域間格差是正分を反映する必要性等を一貫して主張してまいりました。

今ほどありました異議申出の意見主旨も踏まえて、公益側・使用者側の各委員と真摯に議論を行ってきたと考えています。

したがって、今次審議により得た結論に対し、再審議の必要はないと考えます。以上です。

[長尾会長] 次に、使用者側の御意見はいかがでしょうか。

[寺山委員] 今ほど異議申出の内容を拝見させていただきました。細かな内容では使用者側の見解とは相違はあるのですが、労働者側のお立場からすれば、1円でも引上げに向けての異議申出と理解をしております。しかしながら今年度の専門部会においては、使用者側として労使共通の認識であります、雇用維持つまり事業継続を大命題にして、様々なデータに基づき、数字が独り歩きをしないような形で、十分審議を行ってまいりました。残念ながら使用者側の主張は組み入れていただけませんでした。これ以上の審議を重ねましても労使の隔たりは大きく、答申を翻す内容は導き出せないと思いますので、再審議の必要はないと考えております。それと来年度に向けて意見を述べさせていただきます。地賃の審議会に向けてお願いしたいことが1点ございます。中央最低賃金審議会が全国のバランスを考慮されて目安額を決めていただいております。今年は一律50円という引上げ額をお示ししていただきました。ただ全国のバランスを取るということであれば、中央の地賃審議会での目安は全会一致で目安額を示していただかなければ、地方としては労使共通の目安にはなり得ない。逆に言うと、中央の目安の追認に軸足を置いた中での審議に留まってしまうので、来年度は現制度設計の中で、地賃が審議されるのであれば全会一致での中央からの目安をお示しいただきたいと切に望んでおります。ぜひお願いしたいと思います。以上です。

[長尾会長] ありがとうございます。中央において、全会一致を示してほしいという

御意見をいただきました。事務局のほうで意見として出していただけますか。

[成田賃金室長] 厚生労働省に報告させていただきます。

[長尾会長] お願いいたします。

最後に、公益代表委員の意見を述べます。公益側を代表して、専門部会部会長代理の堀岡委員からお願いします。

[堀岡委員] 本年度は部会長代理としてこれまで開催された専門部会における全ての審議に参加してきたこともあり、私から公益側を代表しての意見を申し述べたいと思います。今年度、富山県最低賃金の改正決定の審議に当たっては、県下の経済雇用状況、賃金調査の結果、また、労使各委員の御意見を伺いながら、最低賃金法第9条第2項に規定されたいわゆる3要素を考慮した議論を慎重に重ね、合意形成に努めてまいりました。最終的には、全会一致ではなく、採決により引上げ額を決定いたしました。公労使三者の真摯な議論の上で導かれた結論であると考えております。異議申出書にある御意見につきましては、審議の過程で取り上げられた事柄も含まれており、十分に議論を尽くしておりますし、3要素の一つである使用者の支払い能力や影響率を考えると、さらに審議を重ねても、結論を翻す事情を見いだすのは極めて難しいと考えます。ついては、公益代表委員としても再審議の必要はないと考えます。以上です。

[長尾会長] ほかに御意見はございませんでしょうか。

[労使各側委員] ありません。

[長尾会長] 今ほど異議申出につきまして、公労使各側委員から意見をいただきましたが、いずれも再審議の必要はないとの御意見でした。

つきましては、富山地方最低賃金審議会として、「令和6年8月5日付け審議会の意見(答申)のとおり決定することが適当である。」との内容で富山労働局長に答申いたしたいと存じますが、いかがでしょうか。

[労使各側委員] 異議なし。

[長尾会長] 異議なしとのことですので、8月5日付け答申のとおり決定することとし、答申することといたします。

事務局は、答申文案を各委員に配付の上、読み上げてください。

(答申文(案)を配付)

[成田賃金室長] それでは答申文案を読み上げさせていただきます。

右上の文書番号と日付は議決前ですので記載しておりません。

富山労働局長 小島悟司 あて

富山地方最低賃金審議会 会長 長尾治明

富山地方最低賃金審議会の意見に対する異議の申出について（答申）（案）

標記について、富山県労働組合総連合、富山県高等学校教職員組合及び富山県医療労働組合連合会からの異議申出に関し、令和6年8月21日付けをもって、貴職から意見を求められたので、当審議会において異議の内容及び理由について慎重に審議した結果、下記の結論に達したので答申する。

記

令和6年8月5日付け富山地方最低賃金審議会の意見（答申）のとおり決定することが適当である。

以上です。

[長尾会長] この内容で答申したいと存じますが、よろしいでしょうか。

[労使各側委員] 異議なし。

[長尾会長] 異議なしとのことですので、本案をもって、富山労働局長に答申することといたします。

（会長は、答申文に審議会長印を押印）

[佐竹賃金室長補佐] 会長及び局長は、所定の場所へ移動をお願いします。

（会長から局長に答申文を手交）

[佐竹賃金室長補佐] 会長は引き続き御審議をよろしくお願いいたします。

[長尾会長] それでは、議事2 富山県最低賃金専門部会の廃止についてですが、事務局から説明してください。

[成田賃金室長] 最低賃金審議会令第6条第7項では最低賃金専門部会は、その任務を終了したときは、審議会の議決により、これを廃止するものとする。と規定されております。

今年度、富山県最低賃金の改正決定に関する審議は、ただ今の異議申出に係る答申をもちまして、すべて終了しました。

これに伴い、富山県最低賃金専門部会の任務も終了となりますので、審議会の議決によって廃止するということとなります。以上です。

[長尾会長] ただ今の事務局説明のとおり、法令の規定により富山県最低賃金専門部会を廃止したいと存じますが、よろしいでしょうか。

[労使各側委員] 異議なし。

[長尾会長] 異議なしとのことですので、本日をもって富山県最低賃金専門部会を廃止することといたします。

審議会を代表し、専門部会の審議に携わられた各委員に対しまして、その御労苦に深く感謝申し上げます。

それでは、議事3 特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）に移ります。

8月5日の第3回本審において、富山労働局長から3件の特定最低賃金について、改正決定の必要性の有無に係る諮問がありました。

これを受けまして、特別小委員会を開催し審議を行い、その結果について、特別小委員会から報告がありました。

この報告について、事務局から説明してください。

[成田賃金室長] 資料No.2として特別小委員会報告の写しをお配りしておりますので御覧ください。それでは、これを読み上げさせていただきます。

富最賃特小第2号 令和6年8月5日

富山地方最低賃金審議会 会長 長尾治明 殿

富山地方最低賃金審議会 特別小委員会 委員長 長尾治明

特定最低賃金改正決定の必要性の有無について（報告）

最低賃金法第15条の規定に基づき、令和6年度における改正決定の申出があった下記1の特定最低賃金の取扱いについて、本小委員会は、慎重に審議した結果、公労使三者の全会一致により、改正決定の必要性を認めるとの結論に達したので報告する。

なお、本小委員会での審議に当たった委員は、下記2のとおりである。

記

1 改正決定の申出があった特定最低賃金

(1) 富山県玉軸受・ころ軸受、他に分類されないはん用機械・装置、トラクタ、金属工作機械、機械工具、ロボット、自動車・同附属品製造業最低賃金

(2) 富山県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金

(3) 富山県百貨店、総合スーパー最低賃金

以下、委員名の読み上げは省略いたします。以上です。

[長尾会長] まずは、特別小委員会の委員の皆様には、その御労苦に感謝申し上げます。

ただ今の報告書のとおり、3件の特定最低賃金につきまして、本審議会としましても改正決定の必要性を認めることといたしたいと存じますが、いかがでしょうか。

[労使各側委員] 異議なし。

[長尾会長] 異議なしとのことですので、本審議会は、特別小委員会報告のとおり、3

件の特定最低賃金について改正決定の必要性を認めるとして富山労働局長に答申することといたします。

事務局は、答申文案を各委員に配付の上、読み上げてください。

(答申文(案)を配付)

[成田賃金室長] それでは答申文案を読み上げさせていただきます。

富山労働局長 小島悟司 あて

富山地方最低賃金審議会 会長 長尾治明

特定最低賃金改正決定の必要性の有無について(答申)(案)

本審議会は、令和6年8月5日付け富労発基0805第1号をもって諮問のあった下記特定最低賃金に係る改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、公労使三者の全会一致により、改正決定の必要性を認めるとの結論に達したので答申する。

記

- 1 富山県玉軸受・ころ軸受、他に分類されないはん用機械・装置、トラクタ、金属工作機械、機械工具、ロボット、自動車・同附属品製造業最低賃金
- 2 富山県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金
- 3 富山県百貨店、総合スーパー最低賃金
以上です。

[長尾会長] この内容で答申したいと存じますが、よろしいでしょうか。

[労使各側委員] 異議なし。

[長尾会長] 異議なしとのことですので、本案をもって、富山労働局長に答申することといたします。

(会長は、答申文に審議会長印を押印)

[佐竹賃金室長補佐] 会長及び局長は、所定の場所へ移動をお願いします。

(会長から局長に答申文を手交)

[佐竹賃金室長補佐] 今ほど特定最低賃金改正の必要性について答申をいただきました。また、先ほどは富山県最低賃金の改正決定に対する異議申出について答申もいただきました。これらにつきまして、富山労働局長から御挨拶させていただきます。

[小島労働局長] 本日、2件の御答申をいただきましたので、ここで、一言、御礼申し上げます。

先ず、富山県最低賃金の改正決定に対する異議申出につきまして、答申をいただいたところでありまして、感謝申し上げる次第であります。

これをおもちまして、当局におきましては、改正する富山県最低賃金の10月1日発効に向けて、官報公示の手続きを万全に進めてまいります。

本件につきましては、6月28日に改正諮問して以来、長尾会長様をはじめ、各委員の皆様方には、厳しい日程で、しかも暑い日が続く中、公・労・使、それぞれのお立場から、真摯に調査、審議いただき、最後まで合意形成に向けた御努力のすえ、今回の改正に至ったところでありまして、改めて、これまでの御苦勞に敬意を表する次第であります。

今後は、改正最低賃金の周知はもとより、賃金引き上げに向けた、中小、小規模事業者への各種支援策の活用につきましても、引き続き、労働局をはじめ、労働基準監督署及びハローワークなどにおきまして、積極的、かつ、効果的な周知を図ってまいりますので、各委員の皆様方におかれましても、それぞれのお立場で、改正最低賃金をはじめ、各種支援策の周知に関する、御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

また、特定最低賃金の改正決定の必要性の有無につきましても、8月5日に諮問しました、3件の特定最低賃金、全てにつきまして、慎重かつ丁寧な審議の結果、改正決定の必要性を認めるとの、答申をいただいたところでありまして、併せて感謝申し上げる次第であります。

今後は、3件の特定最低賃金の改正決定につきまして、御審議いただくこととなりますが、各委員には大変お忙しい中、誠に恐縮でございますが、引き続き、慎重、かつ、十分な審議となりますようお願い申し上げます。誠に簡単ではございますが、答申に当たりましての挨拶とさせていただきます。本日は、ありがとうございました。引き続き、どうぞよろしくお願い申し上げます。

[佐竹賃金室長補佐] 長尾会長、引き続き議事進行をお願いします。

[長尾会長] それでは、議事4の特定最低賃金の金額の改正決定について（諮問）に入ります。事務局からお願いします。

[佐竹賃金室長補佐] ただ今、令和6年度特定最低賃金の改正決定の必要性について答申をいただきましたので、特定最低賃金の金額の改正決定につきまして、富山労働局長から諮問させていただきたいと存じます。

お手数ですが、会長及び局長は、所定の場所へ移動をお願いします。

[小島労働局長] 諮問させていただきます。

富労発基 0821 第2号 令和6年8月21日

富山地方最低賃金審議会 会長 長尾治明 殿

富山労働局長 小島悟司

特定最低賃金の改正決定について（諮問）

下記の特定最低賃金の改正決定について、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第2項の規定に基づき、貴会の調査審議をお願いする。

記

- 1 富山県玉軸受・ころ軸受、他に分類されないはん用機械・装置、トラクタ、金属工作機械、機械工具、ロボット、自動車・同附属品製造業最低賃金
 - 2 富山県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金
 - 3 富山県百貨店、総合スーパー最低賃金
- どうぞよろしく願いいたします。

(局長から会長に諮問文を手交)

[佐竹賃金室長補佐] ただ今から、諮問文の写しをお配りしますのでしばらくお待ちください。

(諮問文の写しを各委員及び傍聴人に配付)

[佐竹賃金室長補佐] 配付いたしましたので、長尾会長引き続き、進行のほど、お願いいたします。

[長尾会長] ただ今、富山労働局長から、3件の特定最低賃金の改正決定に係る諮問を頂きましたので、今後、専門部会を設けて審議することといたします。

次に、議事5の特定最低賃金審議運営事項についてに入ります。事務局から説明してください。

[成田賃金室長] 資料No.3として特定最低賃金審議運営事項(案)をお配りしております。内容につきましては、昨年と変更はございません。

ポイントといたしましては、記の1(1) 委員は公労使、各3名で構成し、原則として労使各2名の委員は対象業種に直接関係する者とする。こと。(2)審議回数は3回を目安とすること。3(2) 特定最低賃金の改正決定に係る審議の場合は、専門部会が全会一致で議決した場合に限り最低賃金審議会令第6条第5項の規定を適用し、専門部会の決議をもって富山地方最低賃金審議会の決議とすること。4 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当は、本最低賃金には算入しないものとする。こと、です。

それ以外の事項について、御一読ください。

なお、ポイントとして説明しました、審議運営事項(案)の記の3(2)につきまして、その適用に当たっては、資料3枚目、参考としてお付けしております、一番下に最低賃金審議会令第6条第5項を抜粋しておりますが、ここにあるとおり、あらかじめ本審議会で議決しておくことを要件としております。以上です。

[長尾会長] 今ほどの説明について、御意見や御質問はございますか。

[労使各側委員] ありません。

[長尾会長] 事務局説明のとおり、(案)の記の3(2)については本審議会での議決が必要とのこと。 (案)のとおり専門部会が全会一致で議決した場合には、専門部会の決議をもって富山地方最低賃金審議会の決議とすることと致したいと存じますが、よろしいでしょうか。

[労使各側代表委員] 異議なし。

[長尾会長] このほかの事項も含め運営事項(案)につきましては原案どおりといたしたいと存じますが、よろしいでしょうか。

[労使各側代表委員] 異議なし。

[長尾会長] それでは、特定最低賃金審議運営事項につきましては、原案どおりといたします。

次に、運営事項の記の2にございます参考人からの意見聴取等についてですが、事務局からお願いします。

[佐竹賃金室長補佐] 参考人意見表明書の様式は、資料No.4としてお配りしております。意見表明書につきましては、法令に基づき公示を行い、関係労働者及び関係使用者から意見を聴取することとしています。

公示期間は9月10日(火)までとしておりますので、意見表明書を提出される場合は、この日までに提出いただくようお願い致します。以上です。

[長尾会長] 事務局から公示期間について説明がありましたが、これについて御意見や御質問はございますでしょうか。

[労使各側代表委員] ありません。

[長尾会長] 特に御意見等がないようですので、事務局は説明のとおり公示手続きをお願いします。

[長尾会長] それでは、議事6その他ですが、何かございますか。

[労使各側代表委員] ありません。

[長尾会長] 事務局から連絡事項等ありましたら、お願いします。

[成田賃金室長] 4点ございます。

1点目ですが、資料No.5として、特定最低賃金専門部会運営規程(案)をお付けしてお

りますが、これについては、各専門部会の初回の会議で決定することとなっておりますので、参考配付させていただきました。

2点目ですが、本日の特定最低賃金改正決定の諮問により法令に基づき専門部会を置くこととなります。

特定最低賃金専門部会委員につきましては、関係労働組合及び関係使用者団体から、対象業種に直接関係する方も含めていただき候補者の推薦を頂くこととなっているため、その公示を行います。

公示期間は、本日から9月3日(火)までとしております。

3点目として、特定最賃改正決定に係る今後のスケジュール等を説明いたします。

平成19年度に富山地方最低賃金審議会に設置した富山県産業別最低賃金検討小委員会において、特定最低賃金の改正決定等に係る審議について、同最低賃金の年内発効に向けて審議会の効率的運営を図るということが確認されています。

つきましては、今後、9月下旬から10月下旬にかけて、3件の特定最低賃金の金額審議を行う専門部会を開催し、その結審を踏まえ、10月28日(月)から31日(木)のいずれかで第5回本審の開催を調整したいと考えています。

なお、本日、議決された審議運営事項にありますとおり、特定最低賃金の各専門部会で全会一致により結審した場合は、専門部会の決議が審議会の決議となり、専門部会において答申を頂きますので、第5回本審では専門部会報告や答申などの状況報告となりますが、全会一致に至らなかった場合は、本審において改めて金額等審議を行っていただき、できれば同日答申を頂きたいと考えております。

特定最低賃金の年内発効についてですが、資料No.6を御覧ください。

こちらに答申日ごとの効力発生日を掲載しております。

遅くとも、グレーに塗った10月31日(木)に答申を頂き、異議申出がなければ、11月29日(金)に官報公示され、12月29日(日)に発効となります。

なお、答申内容に対し異議申出があった場合、更に本審を開催し異議について御審議いただくこととなります。

最後4点目ですが、富山県百貨店、総合スーパー最低賃金の名称変更についてです。資料No.7を御覧ください。

特定最低賃金の適用対象となる産業の範囲は、日本標準産業分類の小分類或いは細分類によって設定をしていますが、今年4月から新産業分類が適用されており、産業分類に変更が生じたものは特定最低賃金の改正に合わせて、順次、必要な改正・修正を行うこととしています。

富山県の場合、百貨店、総合スーパー最低賃金が、この対象となりまして、資料の下に旧産業分類を記載していますが、その小分類にあるとおり、これまで百貨店、総合スーパーというくくりであったものが、上側の新産業分類の小分類のとおりに百貨店と総合スーパーマーケットに分離されました。

これに伴って、最低賃金の名称が富山県百貨店、総合スーパーマーケット最低賃金へ変更されます。変更点は百貨店の後のカンマが読点になること、スーパーがスーパーマーケットとなることです。

変更のタイミングですが、先ほどの特定最低賃金改正決定の諮問と、この先の審議にお

いては今までどおりの名称を用います。

その後、答申をいただく際ですが、資料2枚目を御覧ください。答申文の標題は旧名称を用いますが、別紙では新名称を用いることとなります。

いずれも事務手続き上の表記上の変更であり、適用範囲等に変更はございません。事務局からは以上です。

[長尾会長] 以上で予定しておりました議事はすべて終了いたしました。

本日の審議会の議事録確認担当委員には、私のほか、
労働者代表委員からは、鈴木委員
使用者代表委員からは、森口委員
をお願いしたいと存じますが、よろしいでしょうか。

[労使各側委員] 異議なし。

[長尾会長] それでは、本日の審議は以上で終了とします。お疲れ様でした。